

京都府警察保護対策実施要綱の制定について（通達）

〔最終改正 平成31. 4. 19 例規務第15号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、暴力団等による保護対策に対する危害を未然に防止するため、保護対策に関して必要な事項を定めたもので、平成24年12月19日から実施しています。